

生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

本業務は、下記3点を目的とする。

- ・生駒市立生駒南小学校及び生駒南中学校施設一体型整備事業における基本計画策定の業務を対象とし、令和7年度以降に着手する当該学校の基本設計に向け、児童生徒、保護者、教職員、地域住民等の参加を推進しながら、学びの空間の考え方や各学校の特徴を踏まえたコンセプト、配置計画等をまとめること。
- ・「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想～伝統を継承し、これからの学びを実現する学校づくり～」(以下、基本構想)に基づき、校舎の老朽化に伴う建て替えという目的のみならず、これからの時代に即した「新しい学校」づくりの視点で策定すること。
- ・生駒市教育委員会が目指す新しい学校づくりについては、「基本構想」及び「第3次生駒市教育大綱(案)」を踏まえ、創意工夫により魅力ある教育環境の実現を目指し、児童生徒のより良い学習環境や、教職員の快適で機能的な職場環境の構築を専門的な視点で創出すること。

(2) 業務名

生駒南小学校・生駒南中学校施設一体型整備事業基本計画策定業務

(3) 業務内容

●施設整備条件の詳細検討

- ・前提条件の調査・整理・検討
- ・施設条件の検討(コンセプト、諸室の設定、適切な施設規模、必要な設備(EV 等)、動線、外構、環境、防災、ユニバーサルデザイン等)
- ・配置計画(グラウンド、校舎、体育館、プール、駐車場、正門の位置等)の検討
- ・学校教育と社会教育が融合した多様性のある学びが実現できる環境を確保できる施設の検討
- ・施設整備計画、整備完了までの事業スケジュール及び運営方法の検討(工程表作成、仮設計画等)
- ・構造、設備計画の検討
- ・概算事業費の試算(イニシャルコスト、ランニングコスト)
- ・交付金、補助金等の算定

●児童生徒、保護者及び地域住民等の意向把握

- ・ワークショップ(5回程度)の企画運営補助、資料作成、成果の取りまとめ
対象：児童生徒、教職員、保護者、地域住民、及びその代表メンバー
※児童生徒、教職員、保護者対象の回については、教育委員会事務局と協働して進めること。
地域住民、代表メンバー対象の回については受託者が主導して進めること。
- ・アンケート

本市が使用しているオンラインツールを用いて実施すること。

(4) 既存校の概要

生駒南小学校：敷地面積 13,503 m²

学級数 各 2 クラス/計 12 クラス+特支 6 クラス

学童施設 2 施設(187.2 m²、133.956 m²)

生駒南中学校: 敷地面積 14,285 m²

学級数 各 2 クラス/計6クラス+特支 2 クラス

(5) 業務期間 契約日から令和7年3月31日

2. 業務に要する費用(予定価格)

16,703,500円(税込み)

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 本市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出し、令和6年度登録業者一覧表に建築設計で登録がある者。
- (2) 公示日から受託候補者特定の日まで、生駒市による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限: 令和6年5月31日(金)17時00分まで(必着)
- (2) 提出方法: 別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。
メールアドレス: k-soumu@city.ikoma.lg.jp
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日: 令和6年6月4日(火) 15時00分
- (4) 回答方法: 市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
- ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本10部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)
 - ア 会社概要(様式3)
 - イ 技術者の概要(様式4)
 - ウ 業務実績調書(様式5)
 - エ 担当技術者調書(様式6)
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)
 - カ 再委託調書(様式8)
 - ※再委託する場合のみ
 - キ 工程表(様式9)
 - ・本業務を受託した場合の実施工程を簡潔に記載すること。
 - ク 企画提案書(任意様式)
 - サイズはA4版とし、テーマ毎に5枚までとする。モノクロ、カラーは問わない。
 - ケ 参考見積書(任意様式)
 - ・提案額とその根拠となる積算内訳書を添付すること。

(2) 作成要領

次の課題に対する企画提案を記載すること。

【テーマ1】

小中一貫教育校において、「生駒南小学校・生駒南中学校整備事業基本構想～伝統を継承し、これからの学びを実現する学校づくり～」(以下、基本構想)及び「第3次生駒市教育大綱(案)」を踏まえ、校舎の老朽化に伴う建て替えという目的のみならず、これからの時代に即した「新しい学校」づくりを表現するために、基本計画で検討すべき事項を提案してください。

【テーマ2】

地域住民や市民が学校施設を有効活用でき、南生駒地区一帯の活気あるまちづくりに寄与できる施設を整備していくための方向性やアイデアを提案してください。

【テーマ3】

仕様書に掲げる事項以外について、計画作成の目的を達成する上で有効な提案があれば記載してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限:令和6年6月17日(月)17時00分まで(必着)
- ② 提出場所:生駒市役所教育部教育総務課(市役所2階)
- ③ 提出方法:持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を別紙「審査項目及び評価基準」で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が3者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日:令和6年6月20日(木)予定

(2) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施して再評価をし、最も優れている提案者(受託候補者)を特定する。

実施日:令和6年6月27日(木)予定

※実施時間、場所等については別途通知する。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、電話及び電子メールで通知する。

②第2次審査

審査結果を書面及び電子メールにより通知する。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

審査項目	審査内容	配点
業務実績等	・本業務と同種業務に対する十分な実績を有しているか。 ・安定した業務遂行が可能な組織、人員配置、業務分担となっているか。 ・各工程において、適切な作業時間が確保されており、進捗管理を含めた業務遂行のための組織体制が整っているか。 ・本業務に生かすことができる知識、経験、実績を有しているか。	30
提案内容等	・提案内容について課題認識が的確であるか。 ・提案内容は理論的であり、かつ実施手順、実施工程を含め、実現性があるか。	80

	・本市の現状と課題を踏まえた有効な提案であるか。	
業務に要する費用	・予定価格に対する見積書の比率	10
プレゼンテーション	・提案資料に基づいたプレゼンを行い、その内容に説得力があるか。 ・本業務に対しての熱意や積極性が感じられるか。 ・質疑応答に対して明確な回答がされたか。	40

8. 日程

公示	令和6年5月27日(月)
質問受付締切	令和6年5月31日(金) 17時まで
質問回答	令和6年6月4日(火) 15時
企画提案書等受付締切	令和6年6月17日(月) 17 時まで
第1次審査	令和6年6月20日(木) 予定
第2次審査	令和6年6月27日(木) 予定
結果通知	令和6年7月1日(月) 予定
契約締結	令和6年7月上旬予定
業務開始	令和6年7月中旬予定

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の金額が、2.業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。
なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

12. 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所教育部教育総務課 担当 松田・千葉
〒630-0288 生駒市東新町8-38
TEL0743-74-1111(内線2661)